

みんなで防ごう

高齢者虐待



令和 8 年 2 月

佐世保市長寿社会課

## はじめに

平成18年度に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる高齢者虐待防止法）が施行されました。佐世保市でも、高齢者虐待は発生しており、近年増加しています。

この度、佐世保市では、市民の皆様をはじめ、地域の高齢者に関わる民生委員や自治会長等の方々に、高齢者虐待の早期発見にご協力いただくことを目的として市民向け高齢者虐待防止マニュアルを作成致しました。日頃からの関わりの中で、高齢者の異変に気づき、「虐待かもしれない」と感じた場合は、深刻な状態になる前に、早めに最寄りの地域包括支援センター及び長寿社会課へのご相談をお願い致します。

また、高齢者虐待防止法には、介護をしているご家族の支援に関することも明記されています。介護負担や経済問題等、高齢者虐待が発生する要因に目を向け、その要因を解決するための支援を行いますので、気になる高齢者世帯がおられましたら、まずはお相談ください。

長寿社会課

# どのようなことが高齢者虐待にあたるのでしょうか？

高齢者虐待とは、高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」を言います。介護者の中には虐待をしている自覚がない人もいます。高齢者が「その人らしい生活」を送れるよう、周囲の人が気づいて相談機関にご連絡ください。

高齢者虐待には様々な形態があります。

## 身体的虐待

- ・暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。
- ・外部と接触させないような行為。

### 例

- ・叩く、つねる。
- ・蹴る、殴る。
- ・本人に向かって物を投げつけたりする
- ・ベットや車いすに縛りつける など。

## 心理的虐待

- ・脅しや侮辱など高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与える行為。

### 例

- ・怒鳴る、ののしる。
- ・侮辱を込めて、子どものように扱う。
- ・意図的に無視する。 など。

## 介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

- ・介護や生活の世話をを行っている家族が、介護や世話を放棄するような行為。

### 例

- ・食事を与えない。
- ・オムツを交換しない。
- ・ごみを放置して劣悪な住環境の中で生活させる。
- ・必要な介護サービスを、理由なく利用させない。 など。

## 経済的虐待

- ・財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為。

### 例

- ・日常的に必要な金銭を渡さない(使わせない)。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。
- ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する。 など。

## 性的虐待

- ・本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要したりするような行為。

### 例

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・不必要な身体への接触・キス など。

ひとつの虐待が単発で起こる場合や、複数の虐待が同時に発生している場合があります。

# なぜ虐待が起こるのでしょうか？

高齢者虐待は様々な要因が重なり合って起こります。

## 高齢者本人側の要因

- 認知症の症状
- 身体的自立度の低さ
- 障害・疾病
- など

## 介護者側の要因

- 介護疲れ・介護ストレス
- 高齢者と虐待発生までの人間関係
- 理解力や不足や低下
- 知識や情報の不足
- など

## 家庭の要因

- 他家族との関係の悪さほか家族関係の問題
- 経済的困窮・債務
- など

## ◇認知症と高齢者虐待◇

認知症の程度が重くなるほど自分のことを自分ですることが難しくなり、要介護度は高くなります。それに加え、病気のせいと分かってはいてもコミュニケーションが取れにくい状況が重なって、介護者のストレスを一層高め、虐待発生への危険度が高まります。

## 高齢者虐待の防止、早期発見には地域での協力、連携、見守りが不可欠です。

高齢者虐待は、深刻な状態に至るまでに何らかのサインを周囲へ発しています。高齢者虐待は見えにくいですが、様々な状況が発見の手がかりになります。

サインは虐待の疑い、可能性を示すものですが、あくまで下記の物は例示ですので、この他にも様々な「サイン」があります。**一人で抱え込まずまずはご相談ください。**

### 発見のサイン

- 自宅から本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物を投げられる音が聞こえる。
- 身体に小さい傷が頻繁にみられる。
- 「怖いから家に帰りたくない」等の訴えがある。
- 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が取られたと訴える。
- 寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる。
- 本人の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる など

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（平成18年3月発行）

佐世保市の事業があります。よかったら、ご相談ください。

### ～介護者のこころの相談事業～

在宅で介護されている方が日ごろの苦労や悩みを話すことで心も体も元気でいられるように臨床心理士による介護者の「こころの相談会」を行っています。カウンセラーと一緒に気持ちの整理を行い、高齢者等への関わり方のアドバイスを受け少し負担を軽くしてみませんか。

日時：要相談で随時。（1件45分程度）

## ～介護者リフレッシュ事業～

介護者が介護者同士の交流を投資手、介護による心身の疲労を癒し、気分を新たにして介護に取り組めるように、心身のリフレッシュを図ることを目的に実施するもので、日帰り旅行やランチ交流会などの行事を開催しています。対象や内容については長寿社会課へお尋ねください。

## 高齢者虐待防止法とは？

高齢者虐待防止法（正式名称「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」）が、平成18年4月1日から施行されています。

～理解するためのポイント～

**ポイント1 虐待を発見した方には、通報の義務があります。**

- 高齢者の生命に関わるような虐待を発見した場合には、地域包括支援センターや長寿社会課に通報する義務があります。
- 上記以外の場合においても、虐待かな？と感じた時には積極的に通報してください。  
（高齢者虐待防止法 第7条）

**ポイント2 通報者の個人情報はしっかり保護されています。**

- 通報者の情報は、他に漏らしてはならないことが法律にも明確に定められています。
- 通報の内容が間違っていたとしても、特に罰せられることはありません。迷った時には、まず相談機関に連絡をしてください。  
（高齢者虐待防止法 第8条）



あなたの通報で助かる命があるかもしれません。

虐待かもしれない、と思ったらすぐに相談しましょう!!

相談窓口	住所	連絡先	担当圏域	
佐世保市役所 長寿社会課	高砂町5-1 すこやかプラザ3階	0956-24-1111 (代表)	佐世保市内全域	
地域 包 括 支 援 セ ン タ ー	早岐	権常寺一丁目4-10メ イノスビル3階	宮・広田・三川内・ 早岐・針尾・江上	
	日宇	日宇町 708	日宇	
	山澄	潮見町11-22	0956-36-9077	天神・福石・木風・ 潮見・白南風
	中部	上京町4-4 永田ビル 4 階	0956-59-7111	小佐世保・戸尾・ 光園・山手
	清水	相生町1-3	0956-59-7770	金比良・赤崎・ 九十九・清水・ 大久保
	大野	瀬戸越 2 丁目 17-25	0956-59-7758	春日・大野・柚木
	相浦	木宮町3-19	0956-59-7003	日野・中里・皆瀬・ 相浦・黒島・高島・ 浅子・小佐々
	吉井	江迎町田ノ元 15-5	0956-66-8838	吉井・世知原・ 江迎・鹿町
宇久	宇久町平 1904-1	0959-57-3450	宇久	

◎緊急時は、110 番・119 番通報を!